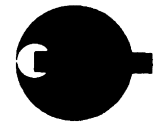


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定(青少年課)	一	○林業労働力の確保の促進に関する基本計画の公表(林政課)	四
○特定計量器の定期検査の実施(工業支援課)	一	○基本測量の実施の通知(用地対策課)	四
○土地改良区の役員の就任届(耕地課)	二	○公共測量の終了の通知(用地対策課)	四
○土地改良区の役員の退任届(耕地課)	二	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	五
○道路の区域変更及び供用開始(道路維持課)	二	○一般競争入札の実施(会計局総務課)	五
○右同	三	○(県営水道公告)	六
○右同	三	○特定調達契約に係る落札者等の公示	六
○右同	三	○射撃競技用けん銃・公演用銃刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間及び教育資格認定証の有効期間を定める規則(公安委員会告示)	七
○道路の位置指定(建築課)	四	○地域交通安全活動推進委員の委嘱	七
○(公安委員会告示)	四		
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	四		
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四		

〔監査委員公告〕
○監査の結果に基づき措置を講じた
九

旨の通知に係る事項の公告

告 示

奈良県告示第四十七号
奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十二年十二月奈良県条例第十二号)第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。
平成十九年四月二十七日
奈良県知事 柿本善也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	コミック	Sweet チ 2007.	平成十九年 五月二日	株式会社 笠倉出版	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二	コミック	ACTION COMIC S 大彼女	平成十九年 五月十二日	株式会社 双葉社	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
三	コミック	BOY.S アス 5月号	平成十九年 五月一日	株式会社 マガジン	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

奈良県告示第四十八号

計量法 平成四年法律第五十一号 第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。)の定期検査を次のとおり実施する。
平成十九年四月二十七日
奈良県知事 柿本善也

区 分 区 域	月 日 (曜日)	時 間	場 所
十津川村	五月二十八日 (月)	午前十時から 午後四時まで	運搬が困難なはかりの 運搬が困難なはかりの所 在場所
野迫川村	五月三十一日 (木)		

四	雑誌	裏モノJAP AN 5月号	平成十九年 五月一日	鉄人社	ン
五	ムック	今日からできる ケイタイ秘 裏サイト 1	平成十九年 三月十日	笠倉出版 社	
六	DVD付雑誌	iP「アイピ 」05 2007	平成十九年 五月一日	株式会社 晋遊舎	

		運搬が困難な はかり以外の 特定計量器				天川村		六月六日(水)		午後一時から 午後四時まで			
				天川村				五月二十九日 (火)		午前十時三十分 から午前十一 時三十分ま で		上野地公民館	
				天川村				五月三十日 (水)		午前九時から 午前十時まで		十津川村林業会館	
				天川村				六月五日(火)		午前十一時か ら正午まで		重里地区生活改善センタ ー	
				天川村				六月五日(火)		午後一時三十 分から午後三 時まで		平谷地区生活改善センタ ー	
				天川村				六月五日(火)		午後一時三十 分から午後三 時まで		和田地区集会所	
				天川村				六月五日(火)		午後二時から 午後二時三十 分から午後四 時まで		十津川村役場	
				天川村				六月五日(火)		午後二時から 午後二時三十 分から午後三 時まで		風屋公民館	
				天川村				六月五日(火)		午後二時から 午後二時三十 分から午後三 時まで		天川村山村開発センタ ー	

備考 表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター(奈良市柏木町二九番地一)において行う。			
<p>奈良県告示第四十九号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。 平成十九年四月二十七日 奈良県知事 柿本善也</p>			
一 退任役員の役名、氏名及び住所	理事	楠見 幹夫	大和郡山市横田町八七六
		中嶋 清行	〃 〃 八二六
		橋下 勝彦	〃 〃 七三四―二
		池田 成男	〃 〃 九二五―二
		森川 武男	〃 〃 二八四
		西田 英雄	〃 〃 櫻枝町三三三
		辻井 基雄	〃 〃 二〇―二
		矢道 壽三郎	〃 〃 伊豆七条町三三八
		森村 彦治	〃 〃 二二六―二
		森田 正弘	〃 〃 新庄町二四〇
		仲井 作朗	〃 〃 三五七

二 就任役員の役名、氏名及び住所	理事	梅林 幸夫	大和郡山市横田町八二六
		橋下 勝彦	〃 〃 七三四―二
		池田 成男	〃 〃 九二五―二
		金居 秀典	〃 〃 八六〇
		森川 武男	〃 〃 二八四
		西田 英雄	〃 〃 櫻枝町三三三
		辻井 基雄	〃 〃 二〇―二
		矢道 壽三郎	〃 〃 伊豆七条町三三八
		南本 末治	〃 〃 二二八
		植松 章一	〃 〃 新庄町三九―二
		植松 忠司	〃 〃 三六二
		植村 巖	〃 〃 三三九
		森 勝	〃 〃 横田町七七一―二
		南本 眞治	〃 〃 伊豆七条町三三八

奈良県告示第五十号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。 平成十九年四月二十七日 奈良県知事 柿本善也	退任役員の役名、氏名及び住所 理事 石井 義昭 高市郡明日香村川原六一―一
奈良県告示第五十一号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。	

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十八号
- 三 道路の区域

区 間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一五〇七番二先から	前	六・〇	一一五・八	
生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一五〇八番二先まで	後	九・五	一一五・八	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十九年四月二十七日

奈良県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

一 道路の種類 一般県道

二 路線名 王寺三郷斑鳩線

三 道路の区域

奈良県知事 柿本善也

路線番号	区 間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
5	生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一五〇八番地三先から	前	四・九	一一五・三	
9	生駒郡斑鳩町龍田西二丁目一五〇八番地二先まで	後	八・五	一一五・三	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十九年四月二十七日

奈良県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 土屋原飯高線

奈良県知事 柿本善也

三 道路の区域

路線番号	区 間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
3	宇陀郡御杖村大字土屋原二六九番地一先から	前	二・五	五二六五・五	村道引継 区間L II 九五・六
8	宇陀郡御杖村大字土屋原二六八番地一先から	後	二・五	五二六五・五	m （内明治 橋L II 四・五m
7	宇陀郡御杖村大字土屋原三三四番地一先まで	後	七一・六	五五九・九	m 開運橋L II二六・

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十九年四月二十七日

奈良県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

供する。

平成十九年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 奈良生駒線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
1	奈良市大宮町四丁目二五九番六先から三三番一先まで	前	一〇・五	一四八・〇	
		後	二九・〇	一四八・〇	
		A	一〇・五	一四八・〇	
		B	一・五	一六六・〇	
			二九・〇		

- 四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日
平成十九年四月二十八日

奈良県告示第五十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十九年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所(平成十九年四月九日現在の地番による。)
大和郡山田額田部北町字新町四〇番地ノ二の二部
- 二 申請者氏名 ウェストリバーホーム株式会社 代表取締役 西川貴雄
- 三 申請者住所 大和郡山田額田部北町五〇番地八
- 四 道路の幅員 四・二メートル
- 五 道路の延長 一九・四三メートル
- 六 指定年月日 平成十九年四月十二日
- 七 指定番号 郡土第一九〇二号

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療及び更正医療)として次のとおり指定しました。
平成十九年四月二十七日

薬局

奈良県知事 柿本善也

あじさい薬局	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
		吉野郡大淀町下湖三四五一二	平成十九年四月一日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
平成十九年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十九年四月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人もつくる
- 三 代表者の氏名
八巻 芳子
- 四 主たる事務所の所在地
生駒市あすか野北三丁目六番二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、生駒市および奈良県内に在住する住民に対して、高齢者福祉に寄与する事業を行い、具体的には、訪問介護、デイサービス等のサービスを提供し、高齢者の方たちへの居場所の確保に寄与することを目的とする。

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第四條第一項の規定により平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めたので、同條第四項の規定により公表します。
なお、この基本計画書は、奈良県農林部林政課において閲覧できます。
平成十九年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四條第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。
平成十九年四月二十七日

- 一 測量の目的 基本測量(基準点測量)
 - 二 測量の地域 天理市、五條市、山辺郡山添村及び吉野郡上北山村の区域
 - 三 測量の期間 平成十九年六月一日から平成二十年三月十八日まで
- 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條

第一項の規定により、宮内庁書陵部書陵課長から次のとおり公共測量を終了したことに
ついて通知がありました。

平成十九年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量(宮内庁書陵部書陵課長から次のとおり公共測量を終了したことに
ついて通知がありました)
- 二 測量の地域 宇陀市榛原区笠間
- 三 測量の終了年月日 平成十九年三月三十日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十八年十月三日第七八一七九七号
- 二 検査済証番号
平成十九年三月三十日第七八一七九七号

- 一 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十日第六六七〇号
- 二 開発区域に含まれる地域
- 三 開発区域に含まれる地域

- 一 生駒市西白庭台三丁目二番地ノ一、二番地ノ二、三番地ノ三、四番地ノ四、
五番地ノ五、六番地ノ六、七番地ノ七、八番地ノ八、九番地ノ九、十番
地ノ一〇、十一番地ノ一一、十二番地ノ一二及び十三番地ノ一三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目 番五五号
近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 山口昌紀

- 一 許可番号

平成十九年一月十六日第七八一七六四号
平成十九年四月五日第七八一七六四一号

- 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十九日第六六六八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月十九日第四一八四号

- 三 開発区域に含まれる地域

- 一 生駒市東生駒四丁目三九八番地ノ二七四、三九八番地ノ三三六、三九八番地ノ三三三、
三九八番地ノ三三八、三九八番地ノ三三九、三九八番地ノ三四〇、三九八番地ノ
三四一及び三九八番地ノ三四二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目 番三二号

株式会社三和地所 代表取締役 有井邦夫

- 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市東生駒四丁目三九八番地ノ二七四
下水道 生駒市東生駒四丁目三九八番地ノ二七四の一部

- 一 許可番号

平成十九年二月二十四日第七八一七三三三号

- 二 検査済証番号

- 一 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十日第六六七七号
- 二 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十日第四一八六号
- 三 開発区域に含まれる地域
- 四 開発区域に含まれる地域

- 一 葛城市勝根三五番地ノ一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内三三番地
株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也
五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 葛城市勝根三五番地ノ一の一部
下水道 葛城市勝根三五番地ノ一の一部

- 一 許可番号

平成十九年二月二日第七八一七三三三号

- 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十九日第六六六九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月十九日第四一八五号

- 三 開発区域に含まれる地域

- 一 天理市樺本町二七七〇番地ノ二二、二八〇番地ノ一六、二八〇番地ノ一七、二
八〇番地ノ一八、二八〇番地ノ四六の各一部及び二七八番地ノ八三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市樺本町二七八番地ノ七

株式会社ホームトゥエンティワン 代表取締役 吉川徳彦

- 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市樺本町二八〇番地ノ一六、二八〇番地ノ一七、二八〇番地ノ一
八及び二八〇番地ノ四六の各一部
下水道 天理市樺本町二七七〇番地ノ二二、二八〇番地ノ一六、二八〇番地ノ
一七及び二八〇番地ノ一八の各一部

- 一 許可番号

平成十九年二月二十一日第七八一七八八号

- 二 検査済証番号

- 一 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十日第六六七二号
- 二 開発区域に含まれる地域
- 三 開発区域に含まれる地域
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 一 天理市田井庄町二八九番地ノ二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田井庄町四五六番地
河村彰夫
物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。
平成十九年四月二十七日

- 一 競争入札に付する事項

1 入札物件
奈良県立大学食堂備品の購入

- 二 奈良県知事 柿本善也

<p>2 入札物件の数量及び特質 奈良県立大学食堂備品一式 その他入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>3 納入期限 平成十九年六月十五日</p> <p>4 納入場所 奈良県立大学 奈良市船橋町一〇番地</p> <p>5 入札方法 入札は、奈良県立大学食堂備品一式の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>二 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(一)から(四)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>(二) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(三) 奈良県における競争入札参加資格者で、営業種目B6事務用調度品で登録をしている者又は営業種目B1のオフィス用品で登録(登録年月日が平成十九年一月一日以降のもの)をしている者であること。</p> <p>(四) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。</p> <p>三 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所 契約条項を不字場所 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県会計局総務課契約調達係(奈良県庁主棟 階) 電話 〇七四二二七一九〇八(直通)</p>	<p>2 開札の日時及び場所 平成十九年五月三十一日(木)午後四時 奈良市登大路町三〇番地 奈良県会計局総務課入札室</p> <p>3 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立大学食堂備品の購入に係る入札書」と朱書して、平成十九年五月三十日(水)までに到着するようにしてください。</p> <p>四 その他</p> <p>1 入札保証金 免除します。</p> <p>2 契約保証金 契約の相手方は、落札金額の百分の十に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条第一項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項</p> <p>(一) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、二の(四)に關し調達物品適合規格承認申請をするともに、調達物品に係る納入供給証明書(平成十九年五月二十四日午後五時までに提出しなければなりません)。 なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(二) この提出資料に基づき二の(四)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(三) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(四) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すこととはできません。</p> <p>4 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に關する条件に違反した入札は、無効とします。</p>	<p>5 契約書作成の要否 要しませぬ。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>7 その他 詳細は、入札説明書によります。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <h3>県営水道公告</h3> </div> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。</p> <p>平成19年4月27日</p> <p style="text-align: right;">奈良県理事 柿本善也</p>		
<p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 まろ塩化アルミニウム</p> <p>2 契約に關する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県水道局総務課 奈良市大森町5-7-12</p> <p>3 落札者を決定した日 平成19年3月26日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 有限会社カヤキ 奈良市古市町1660の9</p> <p>5 落札金額 20,632円/トン</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年2月9日</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。</p> <p>平成19年4月27日</p> <p style="text-align: right;">奈良県理事 柿本善也</p>		

<p>1 落札に係る物品等又は投務の名称及び数量 桜井浄水場で使用する粉末活性炭（カエクト5.0%）</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県水道局総務課 奈良市大森町57-12</p> <p>3 落札者を決定した日 平成19年3月26日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 宇陀環境開発株式会社 宇陀市榛原区長峯718番地</p> <p>5 落札金額 155,400円/トン</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年2月9日</p>	<p style="text-align: center;">公安委員会規則</p> <p>射撃競技けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間及び教育資格認定証の有効期間を定める規則をここに公布する。 平成19年4月27日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 委員長 永田 正利</p> <p>奈良県公安委員会規則第8号</p> <p>射撃競技けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間及び教育資格認定証の有効期間を定める規則 (射撃競技けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間)</p>	<p>規定に基づき、次のとおり公示する。 平成19年4月27日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 委員長 永田 正利</p>
<p>物品等又は投務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成19年4月27日</p> <p style="text-align: center;">奈良県知事 柿本 善也</p> <p>1 落札に係る物品等又は投務の名称及び数量 御所浄水場で使用する粉末活性炭（カエクト5.0%）</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県水道局総務課 奈良市大森町57-12</p> <p>3 落札者を決定した日 平成19年3月26日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 大和興業品商会 大和高田市大野池田489の6</p> <p>5 落札金額 1,575円/10kg袋</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年2月9日</p>	<p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条第1項第4号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第4項の規定による許可の期間は、2年とする。</p> <p>2 法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、1年以内とし、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、奈良県公安委員会が定める。（教育資格認定証の有効期間）</p> <p>第2条 法第9条の5第2項の規定による教育資格認定証の有効期間は、3月とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">公安委員会告示</p> <p>奈良県公安委員会告示第47号 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項の規定により地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の</p>	

地域交通安全活動推進委員の氏名及び連絡先

奈良県奈良西警察署の管轄区域 (30名)		
氏名	連絡先	
生駒 幸子	奈良市三条大路1丁目1番1号	
泉岡 貞佐樹	奈良県奈良西警察署交通第一課	
虎杖 徳明	0742-33-0110	
今中 政子		
上嶋 文雅代		
尾上 國文		
大島 益裕		
奥田 益三		
奥田 順美		
殿治 佳枝子		
木窪 村枝子		
小西 忠子		
小西 智直子		
小堀 谷直久		
竹中 正男		
中島 建日子		
中嶋 敏幸		
中嶋 庸介		
西野 幸一		
野間 昭二		
橋本 弘明		
林 貞一		
樋口 順一		
松村 圭造		
松村 重博		
森下 栄子		
安田 美紗子		
山口 文彦		
吉田 和子		
奈良県奈良西警察署の管轄区域 (20名)		
氏名	連絡先	
飯谷 浩巳	奈良市学園南3丁目9番22号	
岩見 佳代	奈良県奈良西警察署交通課	
木内 喜久子	0742-49-0110	
岸 昇平		
木村 英子		
桶井 圭子		
辰巳 道彦		
田中 克明		
辻谷 博和		
豊田 平和		
仲川 とし子		
中川 弘一		
中瀬 常彦		
原 賢治		

前原 啓子
松倉 章夫
村上 信子
山崎 浩子

奈良県生物警察署の管轄区域 (14名)

氏名	連絡先
浅野 喜美子	生駒市東松ヶ丘6番20号
井桐 菜子	奈良県生物警察署交通課
岩谷 康雄	0743-74-0110
大川 塚早苗	
川原 惟秀	
中本 美代子	
中本 康彦	
西谷 正久	
西向 充次	
深谷 修治	
山崎 政治	
奈良県郡山警察署の管轄区域 (15名)	
氏名	連絡先
植田 キミエ	大和郡山市杉町250番地4
大江 浩二	奈良県郡山警察署交通課
大塚 健有	0743-56-0110
大塚 由紀子	
笠原 静代	
亀岡 繁男	
幸田 正文	
立石 猛	
中谷 正輝	
中津 英之丞	
二宮 甚之敏	
増田 ひづり	
三井 健三	
幸長 清子	

森中 照美
井阪 次郎
長谷川 義秋
松井 義秋
亀井 長彦
辻本 良
松下 裕伸
井阪 貴史
谷本 善史
安井 和美

奈良県天理警察署の管轄区域 (12名)

氏名	連絡先
大正谷 治男	天理市田部町22番地4
小倉 紀八郎	奈良県天理警察署交通課
中川 日守	0743-62-0110
中川 勝昭	
西川 昌和	
古川 文弘	
前田 三信	
前田 明信	
山形 信弘	
勝坂 能弘	
奈良県桜井警察署の管轄区域 (10名)	
氏名	連絡先
池田 重司	桜井市大字三輪49番地の1
角田 義史	奈良県桜井警察署交通課
筒井 芳元	0744-46-0110
筒井 智子	
桶本 智代	
東野 佳代子	
藤本 勝行	
藤井 康士	
藤田 隆司	
村島 義彦	

奈良県宇陀警察署の管轄区域 (8名)		
氏名	連絡先	
岡崎 福治	宇陀市榛原区萩原1953番地の1	
辻本 修彦	奈良県宇陀警察署交通課	
寺前 孝	0745-82-0110	
藤本 光雄		
松河 合		
笹谷 政弘		
辻 啓司		

奈良県田原警察署の管轄区域 (8名)		
氏名	連絡先	
小澤 邦男	磯城郡田原本町大字新町24番地の1	
小西 義隆	奈良県田原本警察署交通課	